

伊勢市内の宿泊施設 様

【伊勢市】観光誘客事業の実施について（ご案内）

平素より大変お世話になっております。

このたび、当課では下記のとおり新規事業を行います。市内の宿泊施設様に関係する事業ですので、ご一読いただき、条件に合う施設様におかれては、どうぞ事業へのご参画のほどよろしく願います。

記

1 事業名

クリエイターズ・ワーケーション促進事業

2 事業の趣旨

本事業では、文化・芸術分野のプロのクリエイター※複数名を市内に招聘し、市内宿泊施設に連泊しつつ創作活動を行ってまいります。【創作物を事業成果として求めるものではありません】

このことにより、①新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大によって宿泊客が継続的に減少している中、市内での観光消費を喚起し、②参加クリエイターによる発信を伊勢の観光PRにつなげ、③新型コロナ禍を経て「新しい旅」として注目される「ワーケーション（ワーク+バケーション）」の可能性を模索します。

※本事業における「文化・芸術分野のプロのクリエイター」とは、文化・芸術分野の創作による収入で継続的に生計を維持している者を指します。

3 事業に参画する宿泊施設に求めること

◎ 参加クリエイター（今後、公募により決定。最大50名）が、令和2年11月1日～令和3年3月15日（令和2年12月26日～令和3年1月3日は除外）の間で各々任意の連続する6泊～13泊の市内宿泊を行うにあたり、通常の宿泊客と同様に宿泊予約（市がまとめてご連絡します）を受け付け、宿泊サービスを提供すること。【特別な対応は必要ありません】

- ・ 参加クリエイターには、記念となる物品（例：公刊された著作、作品構想の下書きメモなど）を1点、自らが宿泊する施設に寄贈することを提案する予定です（あくまで任意）。チェックイン時に寄贈があれば、受け取っていただき、可能な範囲で施設内での展示等に活用してください（クリエイター本人の承諾なく、他者に譲渡することはお止めください）。
- ・ 宿泊料は、市（業務委託先：（公社）伊勢市観光協会）から正規の額をお支払いします（14泊以降分は本人負担）。【経済対策を事業趣旨に含むため、特別な値引きはしないでください】
- ・ 市からの予約分について、宿泊者または伊勢市の責めに帰すべき事由により宿泊をキャンセルする場合、各宿泊施設が宿泊約款等で示している規定または下表に定める内容のいずれか、各宿泊施設にとって有利な方にしたがって取消料を支払います。

当日キャンセル、連絡なし不泊	基本宿泊料の100%
前日キャンセル	基本宿泊料の50%
9日前～2日前キャンセル	基本宿泊料の30%

- ・ 事業に参加したクリエイターには、市内での滞在後、滞在記をインターネット上で発信してもらうことにしています。滞在記には各施設に宿泊した事実も含まれる場合があると想定されますので、ご了解の上、ご参画ください。
- ・ 事業参画後、市による簡単なアンケートへの回答にご協力ください。
- ・ その他、詳細については参画施設様に随時ご連絡します。

4 事業参画の対象となる施設の条件

◎伊勢市内に所在する宿泊施設のうち、次の条件を満たす施設を事業参画の対象とします。

- ・ 旅館業法または住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づいて、令和2年9月25日（締切日）時点で現に宿泊施設として通常営業していること
- ・ 宿泊観光旅行を喚起する目的等に照らし、風俗営業法上の店舗型性風俗特殊営業にあたるラブホテル等は対象とならない
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が作成した『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン』の最新版に基づき、各施設の実情に応じた対策を取っていること
- ・ 本事業に供用する客室が、いわゆる相部屋ではなく、施錠可能な個室（一棟貸し等を含む）であること〔※なお、クリエイターはグループでの参加可能性もあるため、1部屋につき1人泊とは限りません〕
- ・ 本事業に供用する客室において、当該施設が提供するサービスとしてWi-Fi（無線LAN）を常時無料で使用できること
- ・ 本事業に供用する客室の宿泊料金が、25,000円（税サ込、値引き前）以下であること
 （※食事サービスを有する宿泊施設に関しては、「朝食つき、夕食なし」を基本とします。
 ただし、「夕食なし」プランの設定がない場合はその限りではありません。）

5 ≪重要≫事業参画の申し込み

上記をふまえ、本事業に参画される宿泊施設は、必ず電子メールにより、下記の要領で申し出てください（その他の手段による申出は受け付けられません）。

参画の申出があり、上記4の条件を満たすことが確認できた施設のみを、本事業にご参画いただく施設とします。

お送りいただいたメールには、2営業日以内に必ず受領確認を返信しますので、2営業日を超えても返信がない場合は、電話（0596-21-5565）により確認をお願いします。

【メール宛先】kanko@city.ise.mie.jp（伊勢市観光誘客課 立花あて）

【送信メール件名】クリエイターズ・ワーケーション促進事業への参画について

【必須記載事項】事業参画を希望する旨、施設名、施設住所、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）

【締切】令和2年9月25日17:15受信分まで（厳守）

※本事業に関する質問についても、上記宛先へのメールによってお送りください。

当課として整理した回答をお返しするため、電話等ではなく、必ずメールでお願いします。

6 その他ご留意いただきたいこと

- ・ 本事業では、参加クリエイター一人一人に対し、滞在期間及び滞在先エリアの希望を聴き取り、可能な限り対応することとします。したがって、上記5により事業参画が決定した施設であっても、調整の結果、本事業での宿泊利用に至らない場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、事業の一部あるいは全部の実施を見送る場合があります。